

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進に向けた 地方公共団体の取組事例集

国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室
平成31年3月

- 平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。
- 平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。
- 本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

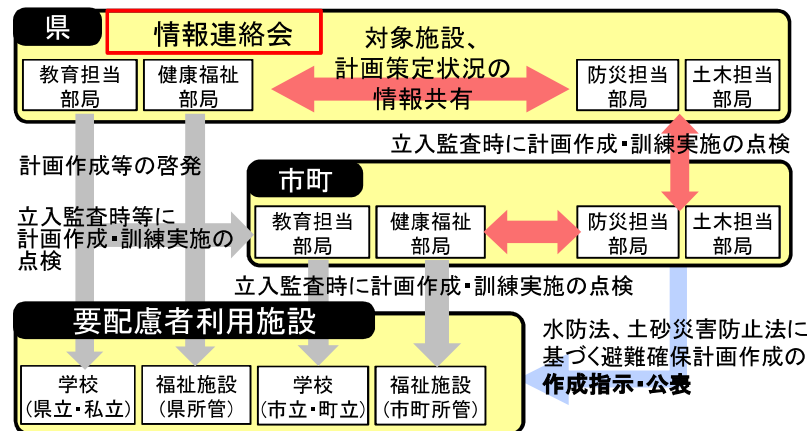
- 計画作成を促進するための体制構築
- 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形
- 各施設への個別対応など
- 計画の作成依頼や提出方法を工夫
- 市町村に対する支援
- 講習会プロジェクト

計画作成を促進するための体制構築

- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、福祉部局や教育部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
- 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置

香川県の体制

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定

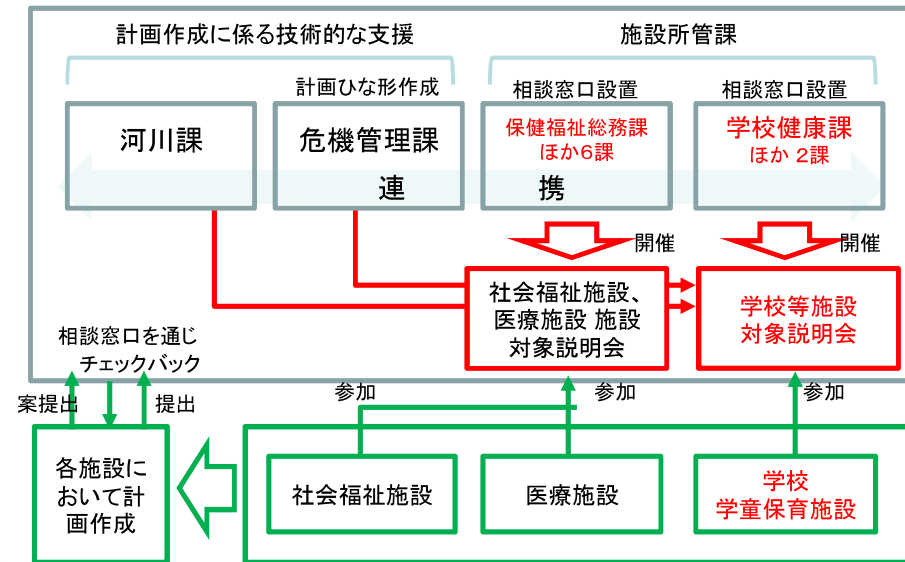


徳島県の体制

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する委嘱職員）を配置、担当者が県内市町村や施設を直接支援
- 対象施設にとって馴染みのない河川部局からの連絡で最初は戸惑う施設もあったが、法改正の趣旨等を丁寧に説明することにより、コミュニケーションを確立

宇都宮市の体制

- 関係部局から構成される「庁内関係課会議」を結成、庁内関係課の役割分担や進め方を協議して連携体制を構築
- 施設所管課毎に相談窓口を設定（会議自体は定期的に開催していないが、防災・河川部局が中心となって情報共有等は緊密に実施）



適切な役割分担により取組を効果的に促進

地域特性等を踏まえた独自のひな形

- 市の防災体制や地域特性を考慮し、避難勧告等の発令基準や確認すべき水位計の情報等をあらかじめ入力した独自のひな形
- 国土交通省作成の手引き・ひな形をよりコンパクト化

水戸市のひな形

体制	体制建立の判断時期	活動内容	対応証
任意体制	・水戸市に大雨洪水注意報発表 ・那珂川水府橋水位が はん濫水位(6m) に達したとき等	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集	情報証
警戒体制	・水戸市に大雨洪水警報発表 ・那珂川水府橋水位が 避難判断水位(6.4m) に達するおそれがあるとき等 ※水戸市から連絡が入る。	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・使用する資器材の準備 ・入居（脱）者の家族等への事前連絡 ※警戒等においては、 外來影響 が中心 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導	情報証 避難誘導証 情報証
非常体制	・大雨特別警報発表 ・避難勧告等の発令 ・那珂川水府橋水位が 避難判断水位(6.4m) を越え、さらに上昇するおそれがあるとき、 又は、はん濫水位(6.6m) に達したとき ※水戸市から連絡が入る。 ・危険の前兆を確認等	・避難誘導 ・要配慮者以外の利用者、従業員への避難誘導	避難誘導証

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれないことなく早めの避難を想定しておく。

7 地域との連携

(1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受け入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

(2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○水戸市内における避難勧告等の発令基準を記入済み

栗原市のひな形

体制	体制建立の判断時期	活動内容	対応証
任意体制	・栗原市に大雨洪水注意報発表 ・那珂川水府橋水位が はん濫水位(6m) に達したとき等	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集	情報証
警戒体制	・栗原市に大雨洪水警報発表 ・那珂川水府橋水位が 避難判断水位(6.4m) に達するおそれがあるとき等 ※栗原市から連絡が入る。	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・使用する資器材の準備 ・入居（脱）者の家族等への事前連絡 ※警戒等においては、 外來影響 が中心 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導	情報証 避難誘導証 情報証
非常体制	・大雨特別警報発表 ・避難勧告等の発令 ・那珂川水府橋水位が 避難判断水位(6.4m) を越え、さらに上昇するおそれがあるとき、 又は、はん濫水位(6.6m) に達したとき ※栗原市から連絡が入る。 ・危険の前兆を確認等	・避難誘導 ・要配慮者以外の利用者、従業員への避難誘導	避難誘導証

※自力避難が困難な方については、基準にとらわれないことなく早めの避難を想定しておく。

7 地域との連携

(1) 日頃から、地域との関係を深め、非常災害時には、「地域住民からの支援」、そして、「地域の要配慮者の避難の受け入れ」など双方向の連携を行うよう努める。

(2) 避難を速やかに行うために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で避難訓練を実施するよう努める。

○栗原市の地域特性を基に、確認すべき河川や水位計の情報を記入済み

徳島県のひな形

ひな形1

○保育所における洪水時等の避難確保計画

第1部 総則

1 目的

第1条 ○○保育所が洪水時等組織確保計画は、水防法の規定に基づき、施設における洪水等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命・身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の利用者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

第2部 自衛水防組織

1 自衛水防組織と役割分担

第3条 ○○保育所の自衛水防組織として、施設長(管理責任者)を統括管理者とし、次の役割分担により、組織体制を充実にする。

役割	氏名	住所
統括管理者	田中〇〇〇〇	〒〒〒〒-〒〒〒〒-〒〒〒〒
副統括管理者	田中〇〇〇〇	〒〒〒〒-〒〒〒〒-〒〒〒〒

2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の運営については、新規採用時や職務の昇任時において、防災に係る研修を実施することとし、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

第3部 防災体制

1 洪水時の防災体制

第5条 洪水時には、次の防災体制をとるものとする。

体制	体制建立の判断時期	活動内容	対応証
任意体制	・以下のいずれかに該当する場合は、洪水計警報(○)川田川注意報(○)発表後、施設長が判断し、施設利用者への情報の提供	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集	情報証
警戒体制	・以下のいずれかに該当する場合は、洪水計警報(○)川田川注意報(○)発表後、施設長が判断し、施設利用者への事前連絡	・洪水をはじめとする気象に関する情報収集 ・使用する資器材の準備 ・入居（脱）者の家族等への事前連絡 ※警戒等においては、 外來影響 が中心 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導	情報証 避難誘導証 情報証
非常体制	・大雨特別警報発表 ・避難勧告(○)発表後、施設長が判断し、施設利用者への事前連絡	・避難誘導 ・要配慮者以外の利用者、従業員への避難誘導	避難誘導証

○国土交通省の手引き・ひな形から要点を絞り込み、県独自のひな形として作成



計画作成における施設管理者の負担を軽減

各施設への個別対応など

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

徳島県の対応


- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を**電話等で直接説明**

宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口**となる職員を配置
(窓口への相談で課題解決した例)
近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画書の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、**必要に応じて職員が直接指導**を行ってきた。

 **細やかな対応により施設管理者の理解を促進**

計画の作成依頼や提出方法を工夫

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出 → 本提出）の提出

安来市の依頼

市の公文書
で依頼

安防第230号
平成29年10月17日

御中

安来市長 近藤宏樹
(総務部防災課)

避難確保計画の提出について（通知）

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。
つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画（写し）と、別添の調査票を下記のとおりに提出いただきますようお願いいたします。

施設が提出予定
時期を報告

記

1. 提出していただくもの
(1) 避難確保計画（写し）
※現在、避難確保計画を策定していない場合
① (2)の調査票に作成予定をご記入のうえ提出してください。
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。
(2) 避難確保計画及び避難訓練にかかる状況調査票

(談)
〒692-8686 安来市安来町878番地2
AX) 0834-23-3152 《Eメール》hougai@city.yasugi.shimane.jp
ご困りの場合は、ご相談ください。

3. 提出方法
郵送、持参、Eメール、FAX

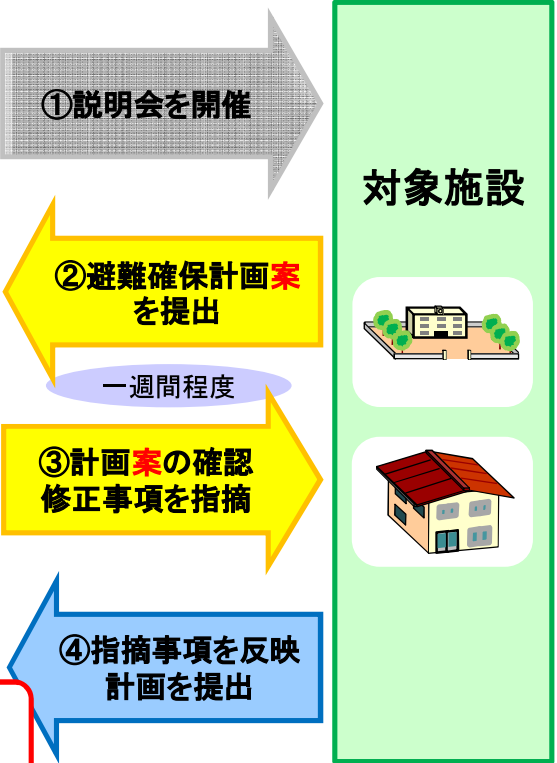
4. 締切り
平成29年11月22日（水）

宇都宮市の依頼

宇都宮市

施設所管課
河川課
危機管理課

案段階での
計画提出

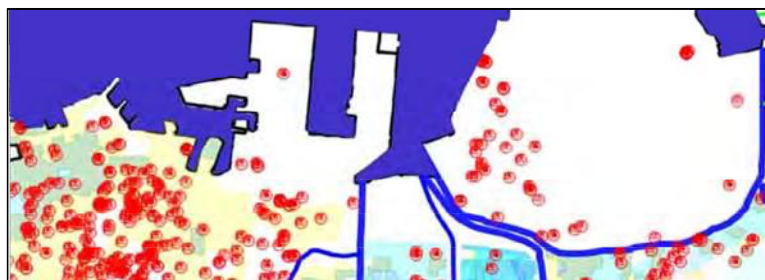


高い計画提出率を実現

市町村に対する支援

- GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示し、市町村へ提供
- 市町村毎に病院、福祉施設、児童施設など3施設における計画作成事例の過程を取りまとめ、参考資料として市町村に提供

香川県の支援



- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

- 県内の施設を対象としたアンケートを実施
- 水防法改正による義務化を知らない施設が相当数存在



施設に対する繰り返しの周知が重要

市町村における対象施設選定の負担を軽減

徳島県の支援

坂野町での要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例について

坂野町要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例を作ってみましたので、参考してください。

○○町での浸水被害時の想定を考えると。

事例1 医療法人○○○○病院（医療・高齢者支援施設）での避難確保計画の検討

医療法人○○の中心施設「○○病院」と関連施設の「グループホーム○○○○」「グループホーム○○○○」「サービス付き高齢者向け住宅○○○○」「○○○○」○○○○デイサービス」があります。「○○病院」は4階建ての有床施設で、介護型で24床、医療型で36床となっており、各グループホームも平屋建てで、「アイリス」は2階建てのサ高住として20部屋、短期入所で20部屋、1階がデイサービスとなっております。

しかし、この地域の○○川洪水時の浸水深は5~10m（想定最大規模）となっており、全ての施設が浸水想定区域内の施設であることから、近隣の指定緊急避難場所である「○○○○○○○○○○」が収容人員が限られ、少し距離がありますが、「○○○○○○○○○○」へのスムーズな避難が行えるような訓練を検討する必要があります。

避難ケース1
要配慮者を車に乗せると速やかに、県道○○～○○線を北上し、○○○○○○交差点を右折し、○○○○西詰を○○川に沿って北上、○○橋を右折して○○町民センターに避難する。

避難ケース2
県道○○～○○線を北上し、○○○○○○交差点を左折し、○○○○○○○○と右折し北上し、「○○○○○○」に避難する。

事例2 独立行政法人国立病院機構○○○○○○○○（医療・児童・障害者支援施設）での避難確保計画の検討

○○○○○○○○は一般の診療科（有床入院病棟）、障害児入所施設（重症心身障害児（者）施設）、障害者療養介護施設、院内保育園が一般敷内に設置されています。中心の東西両病棟は4階建てではありますが、この地区は○○川・○○川に挟まれた浸水想定区域内の要配慮者利用施設として、○○町地域防災計画に記載されています。とりわけ、この施設は自力で移動が困難な重度心身障害児（者）が入所する施設であり、また、入院病棟での入院患者、院内保育所での乳幼児と、要配慮者を多く抱える施設である上に、○○川・○○川の浸水深が5~10mにも及ぶ地域でもあり、台風等に伴う○○川の洪水情報や今後の台風の進路予想を勘案して、避難準備情報の発令を見極めて適切な避難が必要であると思われまます。

避難ケース1
この施設全体が○○川・○○川洪水時の浸水深5~10mに対応できないため、暴風雨警報発令前や台風の進路等を踏まえて早めにリスクの軽減を図る必要があり、避難準備情報発令時に坂野町指定緊急避難所への送やかな避難を行う必要があると思われまます。この場合、一番近くには○○中学校がありますが、避難場所としての要件を満たして折らず、少し距離があるが、「○○町民センター」と「○○町中央公民館」が考えられます。しかし、「○○町民センター」には重度の寝たきりの（重症心身障害児（者））が入所しており、この人たちの移動には時間と人員が必要であり、最優先に避難を行うか、または、緊急避難的に最上階への移動を行うということも検討する必要があると思われまます。

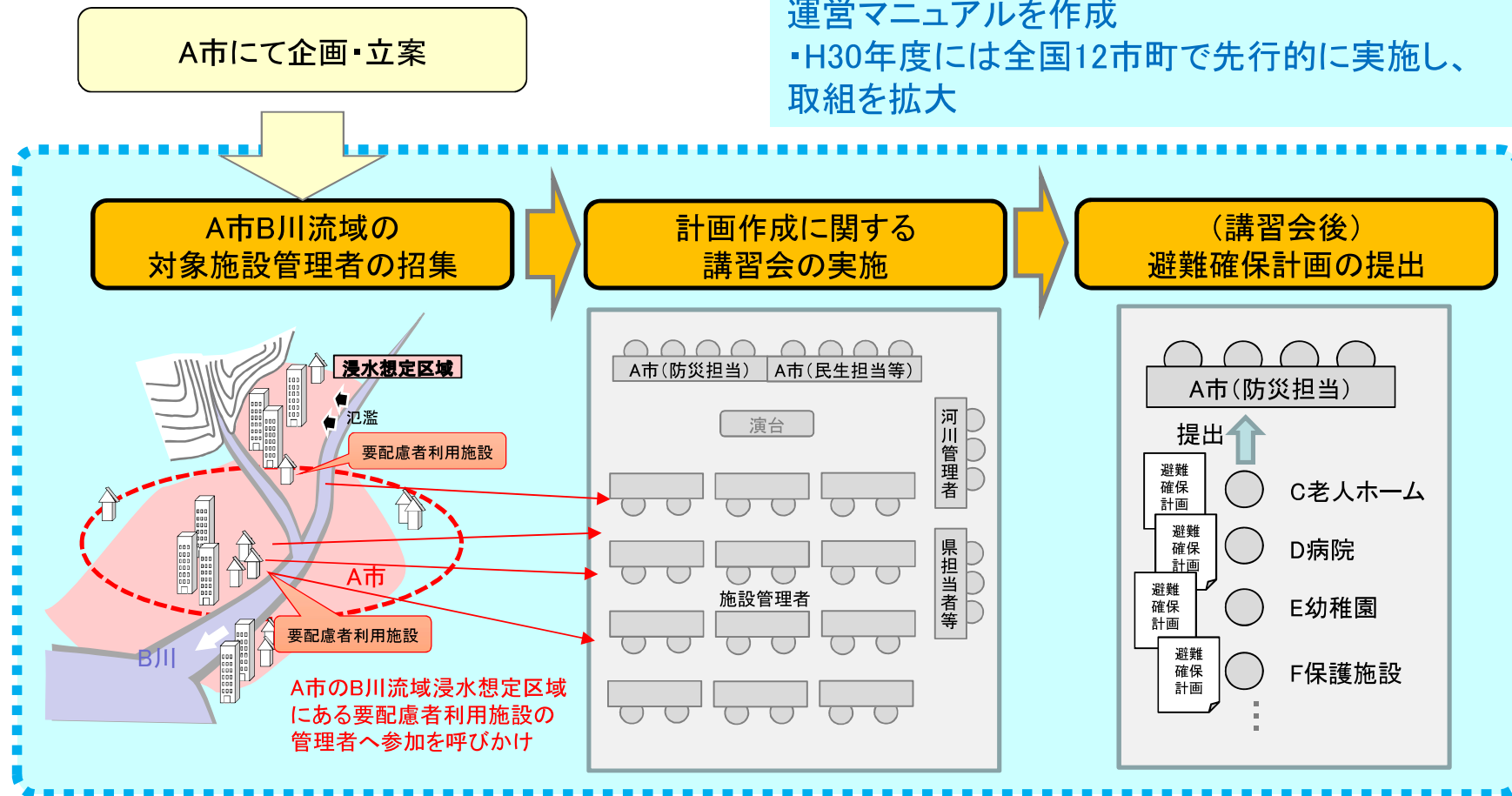
市町村の担当者の理解促進

○具体的な事例を用いて、避難経路の選定等避難確保計画作成のプロセスを市町村に例示

講習会プロジェクトの概要

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営フロー】



平成29年度講習会プロジェクトの実施(三重県津市)

- 平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催（前期・後期の2部構成で開催）
- 前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
- 後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
- 講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

【プロジェクト実施の効果】

講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

(講習会実施前)
37施設(41.1%)



(講習会実施後)
90施設(100%)

講習会の開催状況

前期講習会

【開催日時】

- 平成29年11月7日（火）14：00～16：00
- 参加施設数75施設

【次第】

- ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」（三重大学大学院 川口 淳 准教授）
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防災情報伝達について（津市）
- ・避難確保計画の作成方法について（中部地方整備局）



会場全体の状況



三重大 川口准教授による
ワールドカフェ手法の説明

後期講習会

【開催日時】

- 平成29年11月30日（木）14：00～16：00
- 参加施設数60施設 ※前後期合わせて90施設参加

【次第】

- ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有
～避難させることができる計画を作成するために～
- （テーマ1）作成した（作成中の）計画で避難させることができますか？
- （テーマ2）要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える（協力できる）ことがありますか？



テーブルでの意見集約状況



会場全体の状況

- ◆付箋紙(赤)：第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄)：第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青)：第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね！の●シールを貼付

平成30年度講習会プロジェクトの実施(全国12市町)

- 三重県津市での実施を踏まえ、講習会プロジェクトの企画・運営マニュアルを作成
- 平成30年度は、全国12の市町で講習会プロジェクトを実施
- 施設管理者等が抱える課題の解決などにより、避難確保計画作成に貢献

都道府県	市町村	前期(座学) 参加施設数	後期(意見交換) 参加施設数	計画提出状況 (H30.2.5時点)	備考
北海道	帯広市	101	79	集計中	
青森県	五所川原市	100	81	75(69%)	
岩手県	花巻市	28	-	集計中	
秋田県	能代市	27	12	23(82%)	
秋田県	由利本荘市	45	28	47(89%)	
埼玉県	川越市	94	61	63(57%)	
新潟県	新発田市	27	-	22(81%)	
岐阜県	安八町	14	15	集計中	
和歌山県	紀の川市	27	23	集計中	
岡山県	岡山市	155	-	集計中	
香川県	三豊市	28	-	20(71%)	
宮崎県	延岡市	193	193	集計中	